

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 2022年2月14日

【四半期会計期間】 第50期第3四半期(自 2021年10月1日 至 2021年12月31日)

【会社名】 マルシェ株式会社

【英訳名】 MARCHE CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 加藤 洋嗣

【本店の所在の場所】 大阪市阿倍野区阪南町2丁目20番14号

【電話番号】 06(6624)8100(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員管理本部長 藤原 徹二

【最寄りの連絡場所】 大阪市阿倍野区阪南町2丁目20番14号

【電話番号】 06(6624)8100(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員管理本部長 藤原 徹二

【縦覧に供する場所】 マルシェ株式会社 名古屋支店
(愛知県名古屋市西区則武新町4丁目3番12号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第49期 第3四半期累計期間	第50期 第3四半期累計期間	第49期
会計期間		自 2020年4月1日 至 2020年12月31日	自 2021年4月1日 至 2021年12月31日	自 2020年4月1日 至 2021年3月31日
売上高	(千円)	3,270,202	1,995,801	3,868,041
経常損失()	(千円)	674,033	103,282	738,882
四半期(当期)純損失()	(千円)	820,822	122,869	1,470,040
資本金	(千円)	1,510,530	1,510,530	1,510,530
発行済株式総数	(株)	8,550,400	8,550,400	8,550,400
純資産額	(千円)	1,647,684	850,543	1,000,115
総資産額	(千円)	5,337,545	4,443,618	4,563,312
1株当たり四半期(当期)純損失()	(円)	102.24	15.30	183.11
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益	(円)			
1株当たり配当額	(円)			
自己資本比率	(%)	30.9	19.1	21.9

回次		第49期 第3四半期会計期間	第50期 第3四半期会計期間
会計期間		自 2020年10月1日 至 2020年12月31日	自 2021年10月1日 至 2021年12月31日
1株当たり四半期純損失()	(円)	32.25	16.03

- (注) 1. 持分法を適用した場合の投資利益は、関連会社が存在しないため記載しておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第1四半期会計期間の期首から適用しており、当第3四半期累計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
4. 第1四半期会計期間より新型コロナウイルス感染症による損失、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金及び雇用調整助成金の会計方針を変更したため、前第3四半期累計期間及び前事業年度に係る主要な経営指標等については、当該会計方針の変更を反映した遡及修正後の指標等を表示しております。詳細は「第4 経理の状況 1 四半期財務諸表 注記事項(会計方針の変更)」をご参照ください。

2 【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

なお、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」といいます。)等を第1四半期会計期間から適用しております。収益認識会計基準等の適用が財政状態及び経営成績に与える影響の詳細については、「第4 経理の状況 1 四半期財務諸表 注記事項(会計方針の変更)」をご参照ください。

また、第1四半期会計期間より新型コロナウイルス感染症による損失、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金及び雇用調整助成金の会計方針の変更を行っており、遡及処理の内容を反映させた数値で前年同四半期累計期間及び前事業年度との比較・分析を行っております。

(1) 財政状態、経営成績の状況

当第3四半期累計期間における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症による経済的影響が、ワクチン接種の普及により緊急事態宣言が解除された10月以降、段階的な経済活動再開による持ち直しの動きが見られ来店客数は緩やかな回復基調となりました。しかし、12月上旬頃から新たな変異株による感染再拡大の懸念が生じ、先行き不透明な状況が続きました。

外食産業におきましては、自治体からの休業、営業時間短縮、及び酒類の提供の中止・制限にかかる要請が10月中に終了しましたが、客足の戻りはまだ緩やかです。また、多くの飲食店が同時期に通常営業を再開したこと等による労働力不足も発生するなど、厳しい事業環境が続いております。

このような状況の中、当社はお客様や従業員の安全を考慮し、出勤時の検温・体調チェック、マスク着用やアルコール消毒液による店内消毒など、店舗の衛生管理を徹底し、感染拡大防止の観点から座席の間隔を空ける等の社会的距離(ソーシャルディスタンス)を確保した上で、お客様の満足度向上に努めるべく、既存ブランドの成長と新業態の強化を実施すると共に、デリバリーサービスの強化とテイクアウトメニュー拡充など業績回復に向け努めてまいりました。

このような取り組みを行ってまいりましたが、当第3四半期累計期間における経営成績は、売上高は1,995,801千円(前年同期比39.0%減)、営業損失は886,325千円(前年同期は営業損失784,959千円)、経常損失は103,282千円(前年同期は経常損失674,033千円)、四半期純損失は122,869千円(前年同期は四半期純損失820,822千円)となりました。

当第3四半期累計期間におきましては、現金及び預金231,898千円の増加、売掛金100,321千円の増加、未収入金536,413千円の減少等により、総資産が前事業年度末に比べ119,693千円減少し、4,443,618千円となりました。

負債は、主に買掛金290,576千円の増加、未払金119,847千円の減少等により、前事業年度末に比べ29,878千円増加し、3,593,075千円となりました。

純資産は、主に四半期純損失の計上により149,752千円減少し、850,543千円となりました。

(2) 経営方針、経営戦略等

当第3四半期累計期間において、当社が定めている経営方針、経営戦略等について重要な変更はありません。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な事項はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間で締結した、主な経営上の重要な契約は以下のとおりです。

〔フランチャイズ契約〕

業態名	契約内容	契約期間 (年)	加盟料 (千円)	加盟保証金 (千円)	マニュアル 保証金 (千円)	ロイヤリティ	パッケージ 料 (千円)	契約 件数
八剣伝	1. 情報、知識、 ノウハウの提供 2. 店名、商号・商 標・サービス等 の一定地域にお ける独占権 3. 経営指導	5	1,200	800	50	売上高の 一定料率		1
居心伝	1. 情報、知識、 ノウハウの提供 2. 店名、商号・商 標 3. 経営指導	5	店舗坪数 ×50	1,000	50	同上		1

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	34,201,600
計	34,201,600

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (2021年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (2022年2月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	8,550,400	8,550,400	東京証券取引所 (市場第一部)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	8,550,400	8,550,400		

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年12月31日		8,550,400		1,510,530		816,726

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（2021年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2021年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 522,100		権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 8,022,400	80,224	同上
単元未満株式	普通株式 5,900		同上
発行済株式総数	8,550,400		
総株主の議決権		80,224	

(注)「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が1,400株(議決権14個)含まれております。

【自己株式等】

2021年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) マルシェ株式会社	大阪市阿倍野区阪南町 2 - 20 - 14	522,100		522,100	6.11
計		522,100		522,100	6.11

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(2007年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間(2021年10月1日から2021年12月31日まで)及び第3四半期累計期間(2021年4月1日から2021年12月31日まで)に係る四半期財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当第3四半期会計期間 (2021年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,337,859	2,569,758
売掛金	202,716	303,037
商品及び製品	22,397	27,254
原材料及び貯蔵品	25,426	29,043
未収入金	841,064	304,651
その他	65,621	61,455
貸倒引当金	3,551	1,465
流動資産合計	3,491,535	3,293,735
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	412,018	473,500
土地	149,366	149,366
その他(純額)	69,843	66,689
有形固定資産合計	631,228	689,556
無形固定資産		
投資その他の資産	35,580	27,380
差入保証金	353,583	378,843
その他	72,903	76,025
貸倒引当金	21,519	21,922
投資その他の資産合計	404,968	432,945
固定資産合計	1,071,776	1,149,882
資産合計	4,563,312	4,443,618
負債の部		
流動負債		
買掛金	215,003	505,579
短期借入金	2,100,000	1,800,000
1年内返済予定の長期借入金	-	60,000
賞与引当金	19,385	13,060
株主優待引当金	63,613	78,489
資産除去債務	153,589	-
その他	498,625	393,634
流動負債合計	3,050,217	2,850,764
固定負債		
資産除去債務	108,726	113,042
長期借入金	-	235,000
その他	404,253	394,268
固定負債合計	512,979	742,310
負債合計	3,563,196	3,593,075
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,510,530	1,510,530
資本剰余金	1,619,390	1,619,390
利益剰余金	1,679,828	1,829,349
自己株式	453,378	453,378
株主資本合計	996,712	847,192
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	3,402	3,350
評価・換算差額等合計	3,402	3,350
純資産合計	1,000,115	850,543

負債純資産合計

4,563,312

4,443,618

(2) 【四半期損益計算書】

【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自2020年4月1日 至2020年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自2021年4月1日 至2021年12月31日)
売上高	3,270,202	1,995,801
売上原価	1,292,729	842,866
売上総利益	1,977,472	1,152,934
販売費及び一般管理費	2,762,432	2,039,259
営業損失()	784,959	886,325
営業外収益		
受取利息	598	506
受取配当金	509	524
受取家賃	7,643	6,004
解約返戻金	8,714	1,473
受取奨励金	4,325	-
雇用調整助成金	84,909	169,208
新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金	-	611,136
その他	13,615	8,754
営業外収益合計	120,314	797,609
営業外費用		
支払利息	7,839	10,370
その他	1,549	4,195
営業外費用合計	9,388	14,565
経常損失()	674,033	103,282
特別利益		
固定資産売却益	7,302	1,356
受取補償金	32,763	-
特別利益合計	40,065	1,356
特別損失		
固定資産除却損	9,263	0
固定資産売却損	7,468	0
減損損失	128,271	-
賃貸借契約解約損	4,050	352
特別退職金	15,174	-
特別損失合計	164,227	352
税引前四半期純損失()	798,195	102,277
法人税等	22,626	20,591
四半期純損失()	820,822	122,869

【注記事項】

(会計方針の変更)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。)等を第1四半期会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、フランチャイズ契約における加盟料収入及び更新料について、従来は、契約開始月一時点において収益を認識する方法によっておりましたが、契約期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、第1四半期会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、第1四半期会計期間の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たに会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、第1四半期会計期間の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を第1四半期会計期間の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当第3四半期累計期間の売上高は4,119千円増加、営業損失は4,119千円減少し、経常損失及び税引前四半期純損失はそれぞれ4,119千円減少しております。

また、利益剰余金の当期首残高は26,651千円減少しております。

なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前会計年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。さらに、「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第12号2020年3月31日)第28-15項に定める経過的な取扱いに従って、前第3四半期累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載しておりません。

- ・政府、自治体からの各種要請等により、臨時休業を行った店舗の休業期間中に発生した固定費(人件費、地代家賃、減価償却費)については、従来「新型コロナウイルス感染症による損失」として特別損失に計上していましたが、第1四半期会計期間より、販売費及び一般管理費に計上しております。

また、当該変更を受け、従来特別利益に計上していた「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」および「雇用調整助成金」については、第1四半期会計期間より、営業外収益に計上しております。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化していることを受け、当社の店舗については、休業からテイクアウトのみの部分的な営業を行う店舗が増加しております。これらの部分的営業店舗に係る固定費は「新型コロナウイルス感染症による損失」に含めておらず、この結果、新型コロナウイルス感染症による損失の実態と会計処理との乖離が大きくなってきたことから、四半期財務諸表をより適切に表示するために当該会計方針の変更を行うものであります。

なお、当該会計方針の変更は遡及適用され、前年四半期及び前事業年度については遡及適用後の四半期財務諸表及び財務諸表となっております。

この結果、遡及適用を行う前と比べて、前第3四半期累計期間の営業損失は136,719千円、経常損失は61,152千円それぞれ増加しておりますが、税引前四半期純損失に与える影響はありません。また、前事業年度の期首の純資産に反映されるべき累積的影響はないため、前事業年度の利益剰余金の期首残高に与える影響はありません。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症の経済への影響が継続しており、当社の業績にも大きな影響を及ぼしています。

当社では、固定資産の減損会計の会計上の見積りについて、財務諸表作成時において入手可能な情報に基づき実施しております。

新型コロナウイルス感染症の拡大が当社の業績に与える影響に関する仮定については、前事業年度の有価証券報告書に記載した会計上の見積りにおける仮定を、2023年3月期以降徐々に回復するものと仮定を変更しております。

当該仮定の変更に伴う業績への影響はありません。

(四半期貸借対照表関係)

偶発債務

保証債務

前事業年度(2021年3月31日)

(単位:千円)

被保証者	保証金額	被保証債務の内容
フランチャイズ契約者(2名)	5,953	銀行借入金
フランチャイズ契約者(22社、16名)	30,945	仕入債務

当第3四半期会計期間(2021年12月31日)

(単位:千円)

被保証者	保証金額	被保証債務の内容
フランチャイズ契約者(2名)	4,510	銀行借入金
フランチャイズ契約者(35社、25名)	54,376	仕入債務

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む)は、次のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)
減価償却費	108,063千円	75,440千円

(株主資本等関係)

前第3四半期累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

当第3四半期累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、飲食事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当第3四半期累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)

財又はサービスの種類別分解情報

	報告セグメント	合計
	外食事業	
料飲部門		
酔虎伝	85,551	85,551
八剣伝	643,592	643,592
居心伝	36,984	36,984
焼そばセンター	59,377	59,377
餃子食堂マルケン	304,729	304,729
その他の業態	156,662	156,662
料飲部門小計	1,286,898	1,286,898
F C 部門		
ロイヤリティ等	142,073	142,073
F C 部門小計	142,073	142,073
商品部門		
食材等販売	510,427	510,427
酒類等販売	29,483	29,483
商品部門小計	539,911	539,911
その他部門	26,917	26,917
顧客から生じる収益	1,995,801	1,995,801
外部顧客への売上高	1,995,801	1,995,801

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)
1株当たり四半期純損失()	102円24銭	15円30銭
(算定上の基礎)		
四半期純損失() (千円)	820,822	122,869
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る四半期純損失() (千円)	820,822	122,869
普通株式の期中平均株式数(株)	8,028,384	8,028,290

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

(資金の借入)

当社は、2022年2月14日開催の取締役会において、東銀リース株式会社から2億円の資本性劣後ローンによる資金の借入を行うことを決議いたしました。

- (1) 借入先 東銀リース株式会社
- (2) 借入金額 2億円
- (3) 借入形式 資本性劣後ローン
- (4) 借入利率 変動金利
- (5) 借入実行日 2022年2月28日(予定)
- (6) 借入期間 7年間
- (7) 担保等の有無 無担保・無保証

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年2月14日

マルシェ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 黒川 智哉

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 久世 雅也

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているマルシェ株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第50期事業年度の第3四半期会計期間（2021年10月1日から2021年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（2021年4月1日から2021年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、マルシェ株式会社の2021年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

強調事項

注記事項（会計方針の変更）に記載されているとおり、会社は、政府、自治体からの各種要請等により、臨時休業を行った店舗の休業期間中に発生した固定費（人件費、地代家賃、減価償却費）については、従来「新型コロナウイルス感染症による損失」として特別損失に計上していたが、第1四半期会計期間より、販売費及び一般管理費に計上しているとともに、従来特別利益に計上していた「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」及び「雇用調整助成金」については、第1四半期会計期間より、営業外収益に計上している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通

じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。